29年度 公文書開示(11月決定分) 青少年 治安対策本部

 			人者用示(11月决定方) 有少年。石女为束本即																	
							決定区分				(根拠規定)			条例7条						
月整理番号	請求年月日	ξ]	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示		存否応答拒否	1 2 号 号	2 3号号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
1	H29. 10.	19	H29. 11. 2	平成28年度実務研修「汚職等 非行防止科」の研修資料(服 務規律の局研修資料(直近の もの)) 平成29年度実務研修「人権・ 同和問題科」の研修資料(東 京都人権施策推進指針の局研 修資料(直近のもの))	106	1														青少年・治安 対策本部総合 対策部総務課
2	H29. 10.	19	H29. 11. 2	接遇の局研修資料(直近のも の)					1									:	青少年・治安対策本部では当該研修は行っておらず、資料が存在し ないため。	青少年・治安 対策本部総合 対策部総務課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
- <(根拠規定)条例7条>
- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
- <公文書の件名>について
- 特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は○○と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。